平成 26 年 2 月 20 日

各　　位

会 社 名　第　一　精　工　株　式　会　社
代表者名　代表取締役社長　小　西　英　樹
（コード番号 6640　東証第一部）
問合せ先
役職・氏名　取締役管理本部長兼財務統括部長　田 篭　康 利
電　　話　075－611－7155

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 3 月 28 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の目的

（１） 取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役及び監査役の責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役及び社外監査役として適切な人材を招聘することができるようにするため、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条（取締役の責任免除）及び第37条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第29条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（２） 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．変更の日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 26 年 3 月 28 日（金曜日）
定款変更の効力発生日　平成 26 年 3 月 28 日（金曜日）

【別紙】

定款変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（新設）	（取締役の責任免除） 第 29 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第29条～第35条　（条文省略）	第30条～第36条　（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第 37 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第36条～第39条　（条文省略）	第38条～第41条　（現行どおり）

以　上